

港 湾 運 送 事 業 料 金 表

適 用 港

関 門 港

株 式 会 社 上 組

港 湾 作 業 料 金 表

関 門 港 (門司港)

平成 7 年 8 月 4 日 認可

平成 7 年 8 月 12 日 実施



目 次

港 湾 荷 役 料 金 表	1
(総トン数 1,000トン未満の) (小型船荷役料金を除く)	
港湾荷役料金表 (船内荷役料金)	7
(総トン数 1,000トン未満の) (小型船荷役料金を除く)	
港湾荷役料金表 (沿岸荷役料金)	13
(総トン数 1,000トン未満の) (小型船荷役料金を除く)	
港 湾 荷 役 料 金 表	21
(総トン数 1,000トン未満の) (小型船荷役料金)	
は し け 運 送 料 金 表	27
 い か だ 運 送 料 金 表	 31

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

聯合經濟調查會
(「聯合經濟調查會」の調査報告、1937年)

I 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1トンにつき単位円)

品目				金 額		
				接岸本船←→ 上屋・野積場内	接岸本船←→ 上屋・野積場前	
ユニ タイ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		1,193	1,066	
		空		1,014	905	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			2,305	2,112	
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)			1,803	1,653	
	完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)			2,524	2,298	
	包 装 品	袋 物			3,156	2,883
ベール物			3,071	2,802		
カートン ケ ー ス クレート		雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		3,460	3,183	
		機械類(1個当り5トン以上のもの)		2,524	2,298	
		青 果 類		2,594	2,355	
		冷凍品・冷蔵品		—	5,006	
有 資 貨 物	タ イ ヤ			2,378	2,199	
	巻 取 紙 (内地産)			1,908	1,706	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材 南 洋 材	1,739	1,563
				北 洋 材	2,361	2,188
			製 材		1,870	1,689
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			2,803	2,520	
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		2,700	2,467	
		鋼管(口径12インチ以上のもの) コイル		2,297	2,100	
		石 材			2,751	2,556
	撤 貨 物	小肥 料 原 麦 鉍 礬 石(粉)			1,861	1,667
鉍 礬 石(塊) 特殊 鉍 礬 石			2,578	2,347		
砂 糖			2,493	2,312		

(1) 作 業 範 囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船内←→上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、
拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むま
での作業。

② 「接岸本船内←→上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、
貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁
上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作
業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場
合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割 増 料 金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて
各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
土 曜 日 荷 役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日ま での間に国民の祝日（振替休日を含む） がある場合における土曜日を除く。） における荷役	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割 引 料 金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

① 3ヶ月以上の長期契約があること

② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待 機 料 金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	54,530	84,930	115,350	145,780	171,680
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	84,830	132,110	179,440	226,770	267,060

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待

機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～22人 (19人)	23人～29人 (26人)	30人～36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000
半夜 (16時30分から21時30分まで)	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 8円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1トンにつき 3円
(3) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 7円

7. 消費税の加算

(1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. そ の 他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看買作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港湾荷役料金表（船内荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

(臺灣新聞內閣) 連金井新聞新聞

() 國子監中書省秘書省中書省 () 國子監中書省

I 適用範囲

この港湾荷役料金（船内荷役料金）は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

（1トンにつき単位円）

品 目				金 額	
ユニ タイ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		586	
		空		498	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1,412	
	ノックダウン自動車 完成車（重量 5 トン未満かつ容積20トン未満のもの）			1,110	
	完成車（重量 5 トン以上又は容積20トン以上のもの）			1,465	
包 装 品	袋 物			1,885	
	ペール物			1,813	
	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		2,185	
		機 械 類(1個当り5トン以上のもの)		1,465	
		青 果 類		1,469	
冷凍品・冷蔵品		3,713			
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			1,561	
	巻 取 紙（内地産）			949	
	木 材	水落しのもの	原 木		639
		岸壁揚のもの	原 木	米 国 材 南 洋 材	902
				北 洋 材	1,574
			製 材		1,019
	非鉄金属類（半製品・鋁鉄・地金）			1,466	
	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）		1,619	
		鋼 管（口径12インチ以上のもの） コ イ ル		1,378	
	石 材			1,868	
撒 貨 物	小 肥 料 原 麦 鋳 鉱 石(粉)			938	
	鋳 鉱 石(塊) 特殊鋳 鉱 石			1,496	
	砂 糖			1,674	

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- ① 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。
- ② 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
土 曜 日 荷 役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日にける荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	9人以下 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	34,030	52,170	70,300	88,440	102,060
半夜 (16時30分から21時30分まで)	52,940	81,150	109,360	137,570	158,760

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	9人以上 (7.5人)	10人～13人 (11.5人)	14人～17人 (15.5人)	18人～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680
半夜 (16時30分から21時30分まで)	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）1トンにつき 1円50銭
(3) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

7. 消費税の加算

(1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. そ の 他

- (1) 特殊貨物（特出品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

(臺灣經濟雜誌) 廣告刊例表

(一) 廣告刊例表(單位:新台幣)

I 適用範囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

接岸本船船側・はしけ内↔上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1トンにつき 単位円）

品目				金	額	
				接岸本船船側 はしけ内↔ 上屋・野積場内	接岸本船船側 はしけ内↔ 上屋・野積場前	
ユニ タイ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入		670	536	
		空		569	455	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		1,014	811		
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		788	630		
	完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)		1,192	954		
包	袋物		1,437	1,150		
	ベール物		1,420	1,136		
装 品	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		1,457	1,166	
		機 械 類(1個当り5トン以上のもの)		1,192	954	
		青 果 類		1,262	1,010	
		冷凍品・冷蔵品		—	1,556	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ		942	754		
	巻 取 紙 (内地産)		1,059	847		
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材 南 洋 材	929	743
				北 洋 材	911	729
			製 材		949	759
	非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)		1,484	1,187		
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1,223	978	
		鋼 管(口径12インチ以上のもの) コ イ ル		1,040	832	
	石 材		1,028	822		
撒 貨 物	小肥 料 原 鉍 礦 石 (粉)	1,021		817		
		鉍 殊 鉍 石 (塊)		1,218	974	
	砂 糖		950	760		

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船船側・はしけ内 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

② 「接岸本船船側・はしけ内 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
土 曜 日 荷 役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割 引 料 金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの 1 荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の 5 %

② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の 7 %

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の 5 % に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

① 3 ヶ月以上の長期契約があること

② 1 ヶ月間に 2 回以上の反復継続の引受があること

③ 1 回当りの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待 機 料 金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～ 6人 (5人)	7人～ 9人 (8人)	10人～ 12人 (11人)	13人～ 15人 (14人)	16人～ 18人 (17人)	19人～ 21人 (20人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	20,500	32,760	45,050	57,340	69,620	81,920
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	31,890	50,960	70,080	89,200	108,300	127,430

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最 低 料 金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～ 6人 (5人)	7人～ 9人 (8人)	10人～ 12人 (11人)	13人～ 15人 (14人)	16人～ 18人 (17人)	19人～ 21人 (20人)
昼 間 (8時30分から16時30分まで)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）移行2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
- (2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

（1トンにつき 単位円）

袋物・ボール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2,473
雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの） 及びこれらに類似した作業能率のもの	2,217
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（1個当り5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1,986

7. 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8. 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

9. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

10. 上屋保管料金

- (1) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。

(2) 本料金表に記載のない貨物については類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。

(3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

（1日1トンにつき 単位円）

貨物分類 \ 区 分	施設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ（野積場）	13	9
繊維原料類	57	43
青果	57	43
窯製品	68	57
その他の貨物	100	81

(注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。

2. コンテナについては、野積場置き料とします。

3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

11. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物（一律）1トンにつき 1円50銭
(3) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

12. 消費税の加算

(1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数とし

ている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当り32トン、40フィート型は1個当り48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

14. そ の 他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)

港 湾 荷 役 料 金 表		(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)	
港 湾 名	船 種	料 金	
		単位	金額
東京	一般貨物	トン	1.00
	コンテナ	トン	1.50
	自動車	トン	2.00
	危険物	トン	3.00
横浜	一般貨物	トン	1.00
	コンテナ	トン	1.50
	自動車	トン	2.00
	危険物	トン	3.00
名古屋	一般貨物	トン	1.00
	コンテナ	トン	1.50
	自動車	トン	2.00
	危険物	トン	3.00
大阪	一般貨物	トン	1.00
	コンテナ	トン	1.50
	自動車	トン	2.00
	危険物	トン	3.00
神戸	一般貨物	トン	1.00
	コンテナ	トン	1.50
	自動車	トン	2.00
	危険物	トン	3.00
福岡	一般貨物	トン	1.00
	コンテナ	トン	1.50
	自動車	トン	2.00
	危険物	トン	3.00

金 庫 博 覧 會 展 覧 會

(金庫券の歴史と現在について)

I 適用範囲

この港湾荷役料金（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金）は、

- (1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内←→上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役
- (2) 総トン数500トン未満の小型船の本船内←→上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金（船内荷役料金）又は、港湾荷役料金（沿岸荷役料金）を適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

- (1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき単位円)

品 目			金 額	
			本 船 内←→ 上 屋・野 積 場 内	本 船 内←→ 上 屋・野 積 場 前
ユニ タイ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入	785	728
		空	666	618
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		1,891	1,754
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		1,481	1,374
	完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)		2,058	1,895
包 装 品	袋 物		2,582	2,386
	ベール物		2,510	2,316
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)	2,851	2,652
		機械類(1個当り5トン以上のもの)	2,058	1,895
		青 果 類	2,109	1,937
		冷凍品・冷蔵品	—	4,218

有 姿 貨 物	タ イ ヤ			1,968	1,840	
	巻 取 紙 (内地産)			1,259	1,169	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材 南 洋 材	1,400	1,274
				北 洋 材	1,959	1,834
			製 材		1,513	1,384
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			2,258	2,056	
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1,898	1,795	
		鋼管(口径12インチ以上のもの) コイル		1,614	1,526	
石 材			2,290	2,150		
撤 貨 物	小 肥 鉍	料 原 礦	麦 料 石(粉)	1,494	1,356	
	鉍 特 殊	礦 鉍 礦	石(塊) 石	2,103	1,937	
	砂 糖			2,070	1,941	

(2) 総トン数500トン未満の小型船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前
(1トンにつき単位円)

品目				金 額		
				本 船 内←→ 上屋・野積場内	本 船 内←→ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		781	625	
		空		663	530	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1,182	945	
	ノックダウン自動車 完成車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)			918	735	
	完成車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)			1,388	1,110	
	包 装 品	袋 物			1,674	1,339
ベール物			1,655	1,323		
カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト		雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		1,698	1,359	
		機械類(1個当り5トン以上のもの)		1,388	1,110	
		青 果 類		1,470	1,177	
		冷凍品・冷蔵品		—	1,812	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			1,097	878	
	巻 取 紙 (内地産)			1,234	987	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材 南 洋 材	1,082	866
				北 洋 材	1,061	849
			製 材		1,105	884
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			1,729	1,383	
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1,425	1,140	
		鋼管(口径12インチ以上のもの) コイル		1,212	970	
	石 材			1,197	958	
	撤 貨 物	小 肥 料 原 麦 鉍 鉍 礦 石 (粉)			1,190	952
鉍 鉍 礦 石 (塊) 特 殊 鉍 鉍 礦 石			1,420	1,136		
砂 糖			1,106	885		

(3) 作 業 範 囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「本船内←→上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

② 「本船内←→上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(4) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割 増 料 金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 6 割増
土 曜 日 荷 役	土曜日（当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日（振替休日を含む）がある場合における土曜日を除く。）における荷役	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割 引 料 金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

4. 分 担 金 等

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内

←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 8 円
(2) 港 湾 労 働 法 関 係 付 加 金	各貨物（一律）1トンにつき 3 円
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき 7 円

(2) 総トン数500トン未満の小型船内

←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 4 円
(2) 港 湾 労 働 法 関 係 付 加 金	各貨物（一律）1トンにつき 1円50銭
(3) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

5. 消費税の加算

(1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

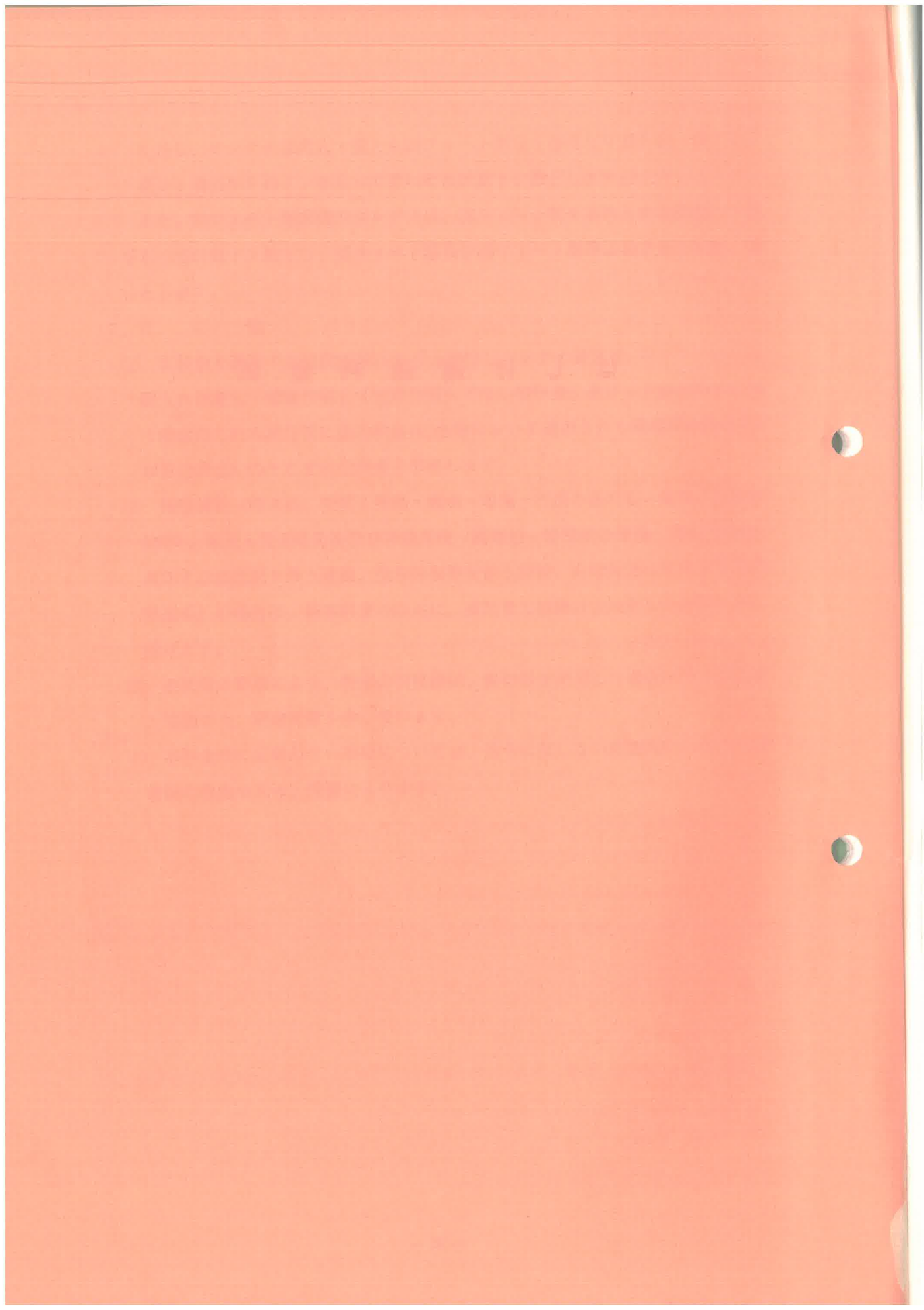
また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

7. そ の 他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看買作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

は し け 運 送 料 金 表

運送品名		運送料
紙類	100kg以下	100円
紙類	100kg以上	150円
布類	100kg以下	120円
布類	100kg以上	180円
金属類	100kg以下	150円
金属類	100kg以上	200円
ガラス類	100kg以下	180円
ガラス類	100kg以上	250円
陶器類	100kg以下	200円
陶器類	100kg以上	280円
木材類	100kg以下	120円
木材類	100kg以上	180円
その他	100kg以下	100円
その他	100kg以上	150円



I 適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側←→沿岸間又は、沿岸←→沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1トンにつき単位円)

品 目	金 額		
	港 湾 内 運 送		指定区間運送
	通常の港湾内	特定地区との間	
ユニタイズ貨物 一般包装品 有姿貨物	1,258	1,368	1,480
撤 貨 物	1,135	1,246	1,358

① 特定地区は、門司・下関地区は小倉、黒崎、部崎、新門司及び六連地区、小倉地区は門司、新門司、黒崎、部崎及び六連地区、若松・八幡地区は小倉、門司、新門司、部崎及び六連地区とします。

② 指定区間は、当港と小野田港、宇部港及び苅田港との間とします。

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

① 本船船側←→沿岸間における運送の場合

本船船側に繋留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繋留するまで、又は貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

② 沿岸←→沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繋留するまでの作業とします。

なお、荷繰作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて

各割増料金を算出しこれらの金額を合算します

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の 4 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 3 割増

3. はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

(1トンにつき単位円)

品 目	金 額
一 般 包 装 品	133
ユニタイズ貨物 有 姿 貨 物 撤 貨 物	66

(注) 本料金は、1 はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあっては2名、その他の貨物にあっては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増す毎に1名につき66円増しとします。

なお、本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金を準用します。

4. 滞 船 料 金

積載貨物トン数1トン1日につき145円とします。

ただし、本料金は貨物の積荷役日を含め4日間以内にはしけ運送が完了（はしけ繫留場所に揚荷役を完了して帰着するまで）しない場合に積荷役日から起算して5日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

5. 最 低 料 金

本料金は、1 運送の引受量が100トンに満たない場合に適用し、当該引受量が100トンに満たない場合は、100トン分とします。

6. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. その他

- (1) 特殊貨物（海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）、及び特殊運送（荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

い か だ 運 送 料 金 表

新金銀器圖說

I 適用範囲

このいかだ運送料金は、いかだ運送を行う場合に適用します。

II 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

本船沖取一仕訳筏組

(1立方メートルにつき単位円)

品 目		金 額
原 木	米 国 材	1,083
	南 洋 材	880
	北 洋 材	1,336

(注) 筏に組んだ木材を、水面貯木場より掘出し、指定河岸へ曳航する作業に係る料金は、別に申し受けます。

(1) 作業範囲

基本料金が、適用される作業範囲は、本船船側の水面に取り卸された木材を筏組し曳航のうえ、水面貯木場に搬入し、筏を崩し、仕訳の上、筏組するまでの作業並びに当該筏組木材を水面貯木場より、指定河岸へ曳航するまでの作業とします。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 待 機 料 金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき単位円)

区 分	金 額
昼間 (8時30分から16時30分まで)	30,470
半夜 (16時30分から21時30分まで)	47,400

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港湾事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

4. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1立方メートルにつき 3円53銭
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1立方メートルにつき 3円09銭

5. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

ただし、免税となる取引には適用しません。

- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

6. そ の 他

- (1) 特殊貨物（海難船に係る作業、防波堤外における作業、荒天時における作業、小径木、沈木台取・台はずし等作業困難を伴う作業、棧積・棧崩しを伴う作業等）及び雨天・雪天時における作業の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

- (2) 水面保管10種類以上の仕訳作業、潜水掃海作業、消毒皮剥作業、水切作業、堀・整理作業及び筏網補強作業等を行った場合は、実費を申し受けます。

- (3) 沈木引揚用機械、浮起重機、沈木吊木台等、特別の機械又は資材を使用した

場合の費用については、実費を申し受けます。

- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取極め又は、慣習によります。

関

門

港
(門司港)